

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

2(3) 入雛時状況記録

2(4) 雛受入異常時の対応記録

記録者名 ()

鶏舎名	
入雛日	
全羽数	
うち死亡羽数	
特記事項 ・ 異常時の 対応内容	

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

3(1)② 鶏異常時の対応記録

記録者名 ()

鶏舎名	
-----	--

対応内容	
------	--

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

3(1)③、6(1) 要指示薬投与の記録

鶏舎名			
投与日	薬剤名	備考	記録者名

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

3(2)① 飼料・飼料添加物の記録

受入日	名 称	数量(t)	製造ロット番号	製造年月	備 考	記録者名

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

3(2)④ 飼料タンク別記録

タンク名	
------	--

投入日	飼料名称	数量(t)	備考	記録者名

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

4(1)② サルモネラ陽性時の対応記録

記録者名 ()

農場名	
-----	--

サンプリング日	
---------	--

結果確認日	
-------	--

対応内容	
------	--

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

4(2) 衛生動物及び害虫駆除記録

記録者名 ()

農場名	
-----	--

実施日	
内 容	

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

4(3)② 来訪者記録

農場名	
-----	--

年月日	来訪者名	車番

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

4(4) 施設及び使用器具の清掃・消毒記録 記録者名 ()

鶏舎名	
-----	--

実施日	
内 容	

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

4(5) 施設保守点検及び補修記録

記録者名 ()

施設名	
-----	--

実施日	
内容	

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

4(8) 廃鶏かご消毒

消毒日	鶏舎名	備 考	記録者名

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

12(1) 消費者対応記録

記録者名 ()

対応日	
対応者	
対応内容	

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

15(1)② 排せつ物管理施設点検補修記録

記録者名 ()

点検日	
点検箇所	
点検結果	
修繕の記録	

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

参考 (県が検査を行う場合の基準)

検査項目および確認内容

①管理基準の適用を受ける者であること
飼養頭羽数が、牛及び馬にあつては10頭以上、豚にあつては100頭以上、鶏にあつては2,000羽以上である。 (施行規則第1条第2項) なお、飼養頭羽数のカウントは以下のとおりとする。 子畜については母畜と一体のものとして扱い、牛及び馬にあつては6か月齢未満、豚にあつては3か月齢未満、鶏にあつては2日齢未満のものを除外する。 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の運用について H11.11.1農林水産省畜産局畜産経営課長通知
②固形状の家畜排せつ物の管理施設の状況
床は不浸透性材料(コンクリート、鋼板、防水シート等)で築造されている。 適当な覆い及び側壁が設けられている。 (施行規則第1条第1項第1号のイ)
③液状の家畜排せつ物の管理施設の状況
貯留槽は不浸透性材料(コンクリート、鋼板、防水シート等)で築造されている。 (施行規則第1条第1項第1号のロ)
④家畜排せつ物の管理状況
家畜排せつ物は管理施設において管理されている。 (施行規則第1条第1項第2号のイ)
⑤管理施設の定期点検状況
管理施設の定期的な点検が行われている。 (施行規則第1条第1項第2号のロ)
⑥管理施設の補修状況
管理施設の床、覆い、側壁又は槽の破損に対し、遅滞なく修繕が行われている。 (施行規則第1条第1項第2号のハ)
⑦管理施設の維持管理状況
送風装置や攪拌装置等の機械部分に対し、注油、ホコリの除去等日常の維持管理が適切に行われている。 (施行規則第1条第1項第2号のニ)
⑧家畜排せつ物の発生量及び利用量の記録・保存状況
家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量が記録、保存されている。 (施行規則第1条第1項第2号のホ)

なお、⑧の発生量及び利用量の記録については原則として少なくとも翌年の記録を行うまでの間保存するものとする。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

15(1)③ 排せつ物発生量・処理方法・数量記録

記録者名 ()

記録日			
種	項目	飼養羽数	1羽1年あたり 排せつ物量(kg)
	雛		15.7
	成鶏 ¹⁾		36.5
	成鶏 ²⁾		27.4
	計		

注 1) 低床式鶏舎のふんの場合

注 2) 高床式鶏舎のふんの場合

※ 1羽1年あたりの排せつ物量の欄は、社団法人中央畜産会の堆肥化施設設計マニュアルより抜粋した参考数値です。

処理方法	割合
① 自家処理し、自己の経営内で利用	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割
③ 焼却施設で処理	割
④ その他()	割
()	割
	10 割

※ 過去1年間について記載してください。

※ 上記事項が記載されている任意の様式でも構いません。

鶏卵飼養管理記録簿(様式第1-2号)

その他記録

次については任意の様式で記録してください。

- 6(2) 検卵選別記録 (正常卵重量)
- 6(4) 集卵日・出荷日・出荷量記録 (集卵日、出荷日、出荷量)